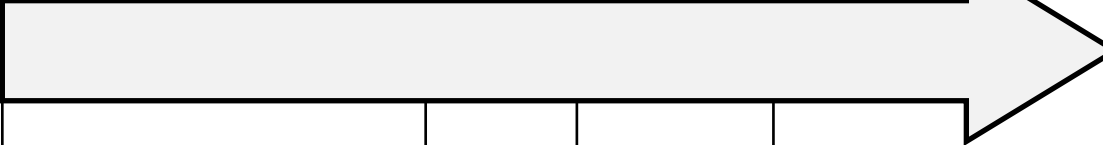


平成30年 7 月豪雨に係る対応について

■ 船員保険における被災者に対する費用負担等の措置（2019年3月11日時点）

事項	内容	2018			2019	
		7/5	10/31		2/28	6/30
医療機関等における一部負担金等の支払の免除	住宅の全半壊などの被害を受けた加入者の一部負担金等について、医療機関等の窓口での支払の免除を2019年2月28日までとしていたが、被災状況等を鑑みて、2019年6月30日まで延長(※)。					
						

(※) 2019年1月以降、免除を受けるためには、保険証のほか、船員保険部が発行する免除証明書を病院や薬局の窓口で提示する必要がある。このため、船員保険部では、平成30年12月から免除証明書を発行している。また、一部負担金等の免除対象となる加入者が、既に病院や薬局の窓口で一部負担金を支払っている場合は、申請により還付する。